



見せよう、誇り！ 使えば伝わる！

- GIマークの普及による認知向上キャンペーン -

登録生産者団体のみなさま、お取引先のみなさまへ

GIマークは

- 登録された製品の地理的表示とあわせ、GI製品そのものや、その包装、広告、レストランのメニュー、チラシなど幅広く使用することができます。
- また、加工品についても、GI製品を主な原材料として使用する場合には、地理的表示と併せて使用することができます。

注意点とポイント

- GIマークは登録された製品の「名称と一緒につけるのが原則」ということを理解すると分かりやすいです。
※名称が無く製品の写真のみに「GIマーク」が付けられているケースなどが見られますので、是非、ご注意ください。
- この原則をもとに、包装、広告、メニュー、チラシ、加工品など販売先のみなさんにも広くご周知ください。

【使用方法でお困りの際には】

- 農林水産省
「GIマークの活用促進に向けた
使用方法のガイドライン」で確認
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/gi_mark/index.html
- JGICに相談
03-5567-1991
- 農林水産省輸出・国際局 知的財産課に相談
03-6744-2062(直通)



GIマークの使用例



第14号:吉川ナス
GI製品そのものにGIマークを貼り付け



第13号:市田柿
贈答用の化粧箱にGIマークを使用



第63号:南郷トマト
モスバーガーとのコラボで、店内飲食テーブルの三角POPIにGIマークを使用

GIマークの応用例



第134号:昭和かすみ草
販促用ロールアップスタンドに
GIマークを入れ込み訴求



第131号:行方かんしょ
輸出用段ボール箱にGIマークを
印刷し、輸入卸への信頼確保



第151号:やまえ栗
カフェコムサとのコラボで、産品
入りケーキを販売。販促用商品カ
ードにGIマークを入れ込み訴求

地理的表示(GI)保護制度とは（利活用するメリット）

- 生産者は、その地域ならではの特性を持つ産品を販売する際に地理的表示(GI)を使うことにより、その産品が真正なもの(本物)であることの価値をお客さまに伝えることができます。消費者は、地理的表示をみて、例えば「この商品は、あの地域の気候を活かして栽培されているので、格別に香りがよくおいしい」「この商品は、あの地域の伝統的な方法で製造されるので、特別な風味がある」という品質を期待して購入することになります。
- そこで、地理的表示を生産地・特性・生産方法等の基準とともに登録し、保護するのが地理的表示(GI)保護制度です。登録された地理的表示を使用できるのは登録した基準を満たす商品だけなので、お客さまは信頼して商品を選択することができます。

➡ もっと知りたい方は！ <https://pd.jgic.jp/outline.html>

GIの認知・普及に向けて

JGICでは、広くお客さまへの認知向上に向け、2025年7月、新たに消費喚起を促すキャッチコピーを登録生産者団体のみなさまの投票により決定いたしました。

● 味わう伝統、選ぶならGI。

お客さまがGI産品を「選ぶ」ことが価値ある決断であることを伝えつつ、「味わう伝統」という表現で、食体験そのものにストーリーがあることを印象付けるキャッチコピーです。

● 本物嗜好、地域が育む贅沢。

GI産品が単なる食材ではなく、その地域の環境と知恵が生み出した特別なものであることを伝えるとともに、「贅沢」という言葉を使うことで、プレミアム感を意識していただくキャッチコピーです。

【販促グッズの貸し出しなど】



販促用イベント用 GIマーク入り法被



販促のぼり、テーブル用ミニのぼり

- 是非、キャッチコピーをご自由にご使用ください。また、JGICでは、GIマーク入りの販促用資材もご用意しています。
- 数に限りがあるので、貸し出し期間など全てのご要望にお応えできない場合もありますが、お気軽にご相談ください。